

「情報提供活動」の一層の強化に関する申し合わせ決議

農業委員会の情報提供活動は、農業委員会法第6条第3項第2号「農業一般に関する調査及び情報の提供」に明記されている。

農業委員会が必須業務として推進する「農地利用の最適化」は、情報提供活動による全国各地の取り組みの“横展開”なしには、成果を期しがたい。

このため、全国の農業委員・農地利用最適化推進委員が一丸となり、『情報提供活動なくして農地利用の最適化なし』の気概をもって、全国農業新聞、全国農業図書の普及・活用、「農業委員会だより」の発行などの情報提供活動の一層の強化を図る必要がある。

よって、新型コロナウイルスの感染拡大防止に努めつつ、以下の3つの取り組みについて、ここに決議する。

記

1. 全国農業新聞の「農業委員数と農地利用最適化推進委員数の5倍以上の購読部数達成に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員1人毎年2部以上の新規購読者申込み確保」の取り組みを強化しよう

全国の農業委員と農地利用最適化推進委員は、「全国農業新聞」の農業委員・推進委員の皆購読を基本にして、“3カ年運動”の取り組みを一層強化しよう。

その最も重要な実践活動である「全国農業新聞」の普及拡大により、地域の農業者に対する農地利用の最適化活動の理解促進と農業施策等の浸透を図ろう。

2. 「全国農業図書」を必読・常備するとともに、研修会等資料への活用、農業者への啓発に取り組もう

全国の農業委員と農地利用最適化推進委員は、「全国農業図書」の必携図書並びに農業委員会事務局の常備図書を必読し、農業委員会業務の知識習得に努めよう。

さらに、農業委員会主催及び市町村部局等と連携して行う研修会等でも、「全国農業図書」を活用し、農業委員会関係者をはじめ、地域農業者への農業施策等の浸透を図ろう。

3. 「農業委員会だより」の発行、市町村広報やインターネットの活用等を通じた農業委員会活動の“見える化”を徹底しよう

「農業委員会だより」の発行や市町村広報誌での「農業委員会コーナー」などの確保及びインターネットの活用を通じて、地域の農業者や住民に対する農業委員会活動に関する情報発信を徹底しよう。

これらの取り組みの気運を醸成するため、農業委員会は、全国農業会議所が実施する「農業委員会だより全国コンクール」に積極的に応募しよう。